

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

消費税(国・地方)の引き上げに伴い、引き上げ分の地方消費税交付金についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
(平成26年4月:5%から8%、令和元年10月:8%から10%)
川場村の令和5年度決算における充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 89,665 千円
【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 558,149 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉事業	116,653	69,148		295	13,185	34,025
	老人福祉事業	31,123	227		0	8,629	22,267
	児童福祉事業	206,425	124,185		5,014	21,568	55,658
社会保険	国民健康保険事業	34,987	13,895		0	5,891	15,201
	介護保険事業	71,989	3,230		1,373	18,820	48,566
	後期高齢者医療保険事業	55,487	7,039		0	13,531	34,917
保健衛生	保健衛生事業	41,485	11,734		951	8,043	20,757
合 計		558,149	229,458		7,633	89,665	231,393

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。